



- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	なし		
診療所	上小鶴外科胃腸科	鹿児島県薩摩川内市御陵下町1 4番12号	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月20日 令和3年度決算の決定

令和 4年 5月20日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和4年度の借入金額の最高限度額の決定

令和 4年 5月20日 理事及び監事の選任（重任）

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名 医療法人 恵泉会

所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町 1 4 - 1 2

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額	644,251 千円
2. 負 債 額	8,799 千円
3. 純 資 産 額	635,452 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	436,505
B 固 定 資 産	207,745
C 資 産 合 計 (A+B)	644,251
D 負 債 合 計	8,799
E 純 資 産 (C-D)	635,452

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 3 - 2

法人名 医療法人 恵泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町 1 4 - 1 2

貸借対照表

(令和 5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	436,505	I 流動負債	8,799
II 固定資産	207,745	II 固定負債	0
1 有形固定資産	206,534	負債合計	8,799
2 無形固定資産	887	純資産の部	
3 その他の資産	323	科 目	金 額
		I 出 資 金	0
		II 積 立 金	635,452
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	635,452
資産合計	644,251	負債・純資産合計	644,251

様式 4 - 2

法人名 医療法人 恵泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町 1 4 - 1 2

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	138,265
2 事業費用	161,959
本来業務事業損失	23,694
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	23,694
II 事業外収益	2,124
III 事業外費用	0
経常損失	21,570
IV 特別利益	352
V 特別損失	2,601
税引前当期純損失	23,819
法人税等	71
当期純損失	23,890

法人名 医療法人 恵泉会  
所在地 鹿児島県薩摩川内市御陵下町14番12号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 恵泉会  
理事長 上小鶴 孝二 殿

私（注1）は、医療法人 恵泉会の令和 4 会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 5 月 19 日  
医療法人 恵泉会  
監事 島元安二郎

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。